

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

消防本部 予防課

| | | |
|----------------|---|------------------------------|
| 許認可等の内容 | | 防災管理対象物の定期点検報告制度の特例認定 |
| 根拠法令等及び条項 | | 消防法第36条第1項において準用する第8条の2の3第1項 |
| 標準 処理 期間 | 根拠条項 | 未設定 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | 標準処理期間 | |
| 審査 基準 | 根拠条項 | 消防法第36条第1項において準用する第8条の2の3第1項 |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | <p>【 基 準 】</p> <p>消防法</p> <p>第8条の2の3 認定の要件は、消防法第8条の2の3第1項により、「申請者が防火対象物の管理を開始した時から3年が経過していること」、「過去3年以内において同法第5条第1項、同法第5条の2第1項、同法第5条の3第1項、同法第8条第3項若しくは第4項、同法第8条の2の5第3項又は同法第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令（防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が消防法若しくは同法に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたことがなく、又はされるべき事由が現にないこと」、「過去3年以内において同法第8条の2の3第6項の規定による取消しを受けたことがなく、又は受けるべき事由が現にないこと」、「過去3年以内において同法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告がされていること」、「過去3年以内において同法第8条の2の2第1項の報告について虚偽の報告がされたことがないこと」、「過去3年以内において同法第8条の2の2第1項の規定による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがないこと」及び「防火対象物について、消防法又は同法に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められること」である。</p> <p>なお、「点検基準」については、消防法施行規則第51条の14及び消防法施行規則第51条の14第1項の規定に基づき、防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める告示の関係規定を、「総務省令で定める基準」については、消防法施行規則第51条の16の関係規定を参考のこと。</p> <p>第36条 第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定める</p> | |

ものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
(※「防火」を「防災」に読み替える。)